

## 大和市条例第5号

### 大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号(1)の項の次に次のように加える。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の5に規定する限界耐力計算によるものを除く。）を添付した場合	ア 一戸建ての住宅の場合	15,000円
	イ 共同住宅等の場合	次に掲げる共同住宅等の総戸数に応じ次の(ア)から(ク)までに掲げる額を同時申請戸数で除して得た額
	(ア) 総戸数が5以下の共同住宅等	57,000円
	(イ) 総戸数が6以上10以下の共同住宅等	92,000円
	(ロ) 総戸数が11以上30以下の共同住宅等	170,000円
	(ハ) 総戸数が31以上50以下の共同住宅等	300,000円
	(ニ) 総戸数が51以上100以下の共同住宅等	450,000円
	(ホ) 総戸数が101以上200以下の共同住宅等	830,000円
	(ヘ) 総戸数が201以上300以下の共同住宅等	1,100,000円
	(ト) 総戸数が301以上の共同住宅等	1,400,000円

別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表第1号区分の欄中「(2) (1) 以外」を「(3) (1) 及び(2) 以外」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「又は(2)」を「(2) 又は(3)」に改める。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係の表の次に次のように加える。

#### マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係

番号	名称	区分	金額
1	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく許可申請手数料	1件につき	160,000円

別表道路運送車両法関係の表の次に次のように加える。

#### 道路運送法関係

番号	名称	区分	金額
1	道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づく自家用有償旅客運送者の登録申請手数料（更新の登録を除く。）	1件につき	10,000円

2	道路運送法第79条の7第1項の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録申請手数料（登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第16条の2に規定する変更登録に限る。）	1件につき	3,000円
---	---	-------	--------

別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係の表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係の表の改正規定は、同年5月29日から施行する。